

### 第3章 資産及び会計

#### (資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 基本財産特定預金 1,000万円
  - (2) 愛知県あま市新居屋辻畑22 番地 敷地 287 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑27-1 番地 敷地 185 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑28-1 番地 敷地 258 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑26 番地 敷地 260 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑25 番地 敷地 253 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑23 番地 敷地 173 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑24 番地 敷地 272 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑21 番地 敷地 489 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑20 番地 敷地 122 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑19-1 番地 敷地 154 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑19-2 番地 敷地 87 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑18-3 番地 敷地 95 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑18-1 番地 敷地 211 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑18-2 番地 敷地 118 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑18-1 番地 敷地 142 (㎡)  
愛知県あま市新居屋辻畑17 番地 敷地 472 (㎡)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、あま市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、あま市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

#### (資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

#### (予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の

2以上の同意を得なければならない。

#### (決算)

- 第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。
- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

#### (会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### (会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

### 第4章 解散及び合併

#### (解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

#### (残余財産の帰属)

第23条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

#### (合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、あま市長の認可を受けなければならない。

### 第5章 定款の変更

(定款の変更)

- 第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、あま市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨をあま市長に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人福寿会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。また、インターネットによる公開等の多様な手法を活用して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	竹腰 憲成
理事	竹腰 公見
”	山田 奈津美
”	服部 恭介
”	河竹 初代
”	片岡 龍郎
監事	佐藤 典子
”	赤尾 善三